

# 自動はかりの製造・修理事業者届出手続き

(期間:平成29年10月1日～平成30年9月30日)

## 1. 申請書の提出

製造;正1部 副2部

修理;正1部 副1部

様式第1 (第6条、第13条関係)

特定計量器製造 (修理) 事業届出書

※計量検定所HPから様式のダウンロードができます。

## 2. 記載方法の留意点

### 事業の区分の略称

◎ホッパースケール

◎自動捕捉式はかり

◎その他の自動はかり

◎充填用自動はかり

◎コンベヤスケール

のいずれかを記載

※ わからない場合は要相談

## 3. 検査規則の確認

(1) 既届出事業者

・既存検査規則の変更届は必要なし  
・届出区分の検査細目を別途規定

(2) 新規届出事業者

・検査規則の新規作成(雛形有り)

※ただし、技術基準(JIS)の策定後に変更届を提出することになります。

## 4. 添付資料

製造;正1部 副1部

修理;正1部

①検査設備及びその性能を証する書類「基準器検査成績表」(写)

②現在事項全部証明書

## 5. 提出方法

郵送又は直接窓口へ

※郵送の場合は返信用封筒を同封すること。

あて先

〒263-0015

千葉市稲毛区作草部1-18-3

千葉県計量検定所

総務企画課

電話 043-251-7209